

小田原市における地域体制強化共同支援加算の取り扱いについて

1 「地域体制強化共同支援加算」の趣旨について

当該加算は、支援困難事例等の課題検討を通じて、地域課題の明確化と情報共有を行い、地域の関係者等が共同で対応することを評価するとともに、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うことを目的としています。

2 算定の条件について

(1) 地域生活支援拠点等として市町村から位置づけられていること。当市の場合は「地域の体制づくり」の機能として登録された指定特定相談支援事業所としています。

※当市以外の場合は、事業所の所在する市町村に確認してください。

(2) 当該支援を行うことについて、計画相談支援対象障がい者等の同意を得ていること。

(3) 計画相談支援対象障がい者等に対して、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行っていること。

(4) 自立支援協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等の報告をしていること。当市の場合は、地域障害者自立支援協議会の相談支援部会に報告することとします。

※当市以外の場合は、事業所の所在する市町村に確認してください。

(5) 当該計画相談支援の対象となる障害者1人につき1月に1回を限度とする。

3 協議会等への報告について

当市での取り扱いについては、地域障害者自立支援協議会の相談支援部会にて報告するものとします。報告については、国の様式例「地域体制強化共同支援加算 記録書」を参考に、小田原市基幹相談支援センターに提出してください。

記録書の提出については、当該加算の趣旨を十分に御理解いただき、目的に沿った内容で作成をお願いします。また、提出書の内容について、相談支援部会の中で説明を求める場合があります。

4 留意点

当該加算は、指定特定相談支援事業所のみが算定できますが、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨であることから、その他の支援関係者が支援等を行うにあたり要した費用について、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいとされています。

【様式例】

地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について（平成 30 年 3 月 30 日障障発 0330 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

【提出先】

小田原市基幹相談支援センター（地域障害者自立支援協議会事務局）

所在地：小田原市久野 115 番地 2 おだわら総合医療福祉会館 1 階

電話番号：0465-35-5270 FAX：0465-35-6003